

令和8年和泉市教育委員会第2回定例会

日 時：令和8年2月5日（木） 午後3時30分から
場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

議案第1号 令和8年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その1）
令和8年度当初予算（教育委員会関連）について

議案第2号 令和8年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その2）
補正予算について

案件1 学校施設整備事業（消防設備等改修工事）（繰越明許費）

案件2 保育所等運営事業（施設型給付費）

案件3 ICT機器等整備事業債（歳入補正予算）

案件4 教育センターネットワーク整備事業債（歳入補正予算）

案件5 保育業務管理システム整備事業債（歳入補正予算）

議案第3号 令和8年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その3）
和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例制定について

議案第4号 令和8年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その4）
工事請負変更契約の締結について

案件1 （仮称）富秋学園整備事業

議案第5号 市長及び教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する協議について

議案第6号 和泉市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

議案第7号 和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員管理職人事について（非公開）

5. 報告事項

（1）和泉市庁舎分館及び教育センター除却工事請負契約の変更について

（2）和泉市立南松尾はつが野学園留守家庭児童会室増築工事請負契約の変更について

（3）中部地域における新設認定こども園等の運営事業者について

（4）公の施設の使用料見直しについて

6. 情報提供

（1）2026年和泉市はたちのつどい実績報告について

（2）第73回信太山クロスカントリー大会 in 大阪和泉の実績報告について

7. 行事等のご案内

8. その他

9. 閉会

教育長の報告（令和8年1月15日～2月4日）

- 1月17日（土） ライオンズクラブ国際協会 「取り残された人々：日本におけるシングルマザーの苦境」
上映会（和泉シティプラザ）
- 1月18日（日） 和泉市デフネット新春特別企画 「わたしたちに祝福を」上映会（コミュニティセンター）
- 1月19日（月） 企業版ふるさと納税（株式会社KUL）感謝状贈呈式（第1公室・第2公室）
第4回文書管理委員会（市役所）
和泉市文化協会新春懇親会（関空泉大津ワシントンホテル）
- 1月21日（水） 公開授業見学（北池田中学校）
和泉市民間保育園連絡協議会新年互礼会（うお健）
和泉青年会議所年賀会（関空泉大津ワシントンホテル）
- 1月22日（木） 新光明池幼稚園訪問
令和7年度第2回泉北地区人事協議会（泉大津市役所）
- 1月23日（金） 令和8年市議会第1回臨時会＜議案審議＞（議場）
大阪府都市教育長協議会 1月定例会（アウィーナ大阪）
- 1月25日（日） 初釜・お披露目茶会（久保惣記念美術館）
第67回和泉市小・中学校合同書き初め展（和泉シティプラザ）
- 1月27日（火） 令和7年度大阪府市町村教育委員会研修会（アウィーナ大阪）
- 1月28日（水） 大阪府学生科学賞入賞者 表敬訪問（教育長室）
- 1月29日（木） 泉南地区教育長連絡協議会「1日研修」（和歌山県広川町、海南市）
- 1月30日（金） 令和7年度イズミ改善甲子園（市役所）
次期和泉市総合計画等策定委員会（庁議室）
- 2月2日（月） 災害対策本部訓練（市役所）
日本学生科学賞出品者 表敬訪問（第1公室・第2公室）
- 2月3日（火） 令和7年度大阪府適正就学委員会（エル・おおさか）
- 2月4日（水） 校長開示面談（教育長室）
第30回一泉会（UOKENビル）

令和8年度当初予算（教育委員会関連）について

※主な増減要因の項目は一部抜粋となるため、記載金額は全体の増減額と一致するものではありません。 (千円)

	令和8年度	令和7年度	増減	主な増減要因（数字は増減額）
1 教育総務費	7,169,835	2,976,414	4,193,421	(仮称) 富秋学園整備事業 4,265,315千円 タイムカプセル開封委託料 4,000千円 学校水泳屋内プール活用事業委託料 6,918千円 教育センター除却工事費 ▲93,000千円
2 小学校費	2,505,122	2,535,800	▲ 30,678	小学校給食無償化対応 556,000千円 GIGA端末更新、旧機器処分費用 ▲753,588千円 大型モニター更新費用 160,000千円 池上小・幸小除却設計委託料 36,200千円
3 中学校費	1,096,798	1,430,838	▲ 334,040	中学校給食物価高騰対応 42,000千円 GIGA端末更新、旧機器処分費用 ▲411,501千円 大型モニター更新費用 77,000千円
4 幼稚園費	135,891	150,538	▲ 14,647	幼稚園教諭会計年度任用職員人件費 ▲15,001千円
5 社会教育費	3,627,533	2,985,752	641,781	青少年の家リニューアル事業 714,900千円 久保惣記念美術館茶室耐震補強工事（2期） 27,500千円 市民創作教室等外壁改修工事 23,800千円
6 保健体育費	415,679	309,837	105,842	ウォーキングアプリ構築 10,917千円 光明池球技場テニスコート人工芝生張替工事 47,400千円 市民体育館空調整備事業 22,500千円 総合スポーツセンター多目的グラウンド人工芝生張替工事等設計委託料 11,000千円
教育費計	14,950,858	10,389,179	4,561,679	
民生費の 児童福祉費のうち 保育所費	11,397,051	9,530,564	1,866,487	芦部保育園、鶴山台第一保育園除却工事 167,700千円 中部地域の施設認定こども園整備補助 476,915千円 (仮称) いずみ国府こども園整備事業 323,277千円 施設型給付費 843,201千円

担当課	予算の方向性	新規・拡充	項目	予算要求額	当初予算額	備考
教育総務課	(仮称)富秋学園の開校に向けて、図書室地域開放の整備に取り組む。 また、市制70周年記念事業として、50周年時に夢レターを取納したタイムカプセルの開封事業を実施する。	【新規】	光明台中学校区における学校適正配置の検討として、地域との意見交換会、適正就学対策審議会の開催	376	376	
		【新規】	(仮称)富秋学園開校に伴う図書室地域開放準備	22,185	15,913	R9債務負担 限度額 7,392千円
		【新規】	市制70周年記念事業として、夢レター(タイムカプセル)の掘り起こし	5,716	5,716	うち、郵送費1,716千円を総務費で予算措置
学校園管理室	学校生活が快適に過ごせるような環境整備や少子化傾向・施設の老朽化を勘案したファシリティマネジメントに取り組む。	【拡充】	(仮称)富秋学園整備事業(特別教室棟等除却工事及び新校舎整備工事)	5,340,452	5,339,632	
		【継続】	学校施設大規模改修事業	1,084,205	1,053,790	
		【継続】	(仮称)いずみ国府こども園整備事業	835,930	830,087	施設関連 806,322千円 給食関連 23,765千円
		【継続】	鶴山台第一保育園・芦部保育園廃園に伴う除却(除却工事費)	167,816	167,700	
		【新規】	国府幼稚園・和泉保育園廃園に伴う除却費用(アスベスト調査・設計費)	8,552	8,000	
		【新規】	池上小学校・幸小学校廃校に伴う除却費用(アスベスト調査・設計費)	40,761	36,200	
		【拡充】	物価高騰に伴う学校配当予算の増額(需用費・備品購入費) 【前年度予算額】68,893千円	73,453	73,453	
		【新規】	小学校給食の無償化に係る補助金 (学校給食費負担軽減補助金・学校給食無償化補助金)	556,000	556,000	うち、市負担分の学校給食無償化補助金:41,000千円
		【新規】	中学校給食の物価高騰に係る補助金(学校給食費保護者支援補助金)	42,000	42,000	
		【新規】	(仮称)富秋学園学校給食自校調理委託料	-	-	R8~R11債務負担 限度額 105,637千円
		【新規】	(仮称)和気小学校給食室改修に伴う設計費用	-	-	R8~R9債務負担 限度額 10,515千円
【新規】	いぶき野小学校給食室改修に伴う設計費用	9,023	9,023			

担当課	予算の方向性	新規・拡充	項目	予算要求額	当初予算額	備考
学校教育室	学校教育室：学力向上の推進、いじめ・不登校等の対策充実に加え、教職員の働き方改革の推進により、質の高い教育活動をめざす。	【新規】	(仮称)富秋学園開校に伴うネットワーク構築整備	104,840	94,840	
		【新規】	中学校における探究活動の推進を目的としたプログラムの導入	15,484	0	
		【拡充】	民間屋内プールを活用した水泳授業実施校を中学校へ拡充 【前年度予算額】138,740千円	145,658	145,658	対象校：信太中、富秋中、光明台中
		【新規】	旧南横山小学校活用のためのバス代補助	1,502	1,502	学校運営費補助金の増額
		【新規】	英検補助制度の対象拡充	1,547	1,547	準会場での受検者を補助対象に追加
		【拡充】	不登校対策支援員の拡充 【前年度予算額】6,720千円	8,736	8,736	
		【新規】	副校長・教頭マネジメント支援員を会計年度任用職員で配置	2,032	2,032	
		【拡充】	和泉ミライの教員育成事業実習生の拡充 【前年度予算額】1,280千円	4,480	3,584	
		【新規】	学力向上検討委員会開催にかかる謝金	192	192	
		【新規】	学力向上重点支援校への研修費補助および子どもの認知機能の強化、学びの土台づくりのためのコグトレオンライン導入	1,450	1,450	
		【新規】	学校運営協議会の支援を行うファシリテーターへの謝金	780	780	
		【新規】	和泉市版コミュニティ・スクールガイドのパンフレットおよびいずみ未来サポーターズブックの作成	8,554	7,000	コミスクガイド印刷：10千円 サポーターズブック作成委託：6,900千円
		【新規】	教育と福祉のデータ連携を進めるための支援ダッシュボードシステム活用	3,300	3,300	
		【新規】	小・中学校の電子黒板機能付き大型モニター更新	237,995	237,000	
こども未来室	待機児童解消の取組として、中部地域における新設認定こども園（民間）整備費補助を行うほか、民間保育施設等における特別支援児の受け入れ体制の充実を図る。 また、留守家庭児童会の安全かつ安定的な運営に努め、子育て世帯が安心して過ごせる環境を整える。	【新規】	中部地域において新設認定こども園整備を行う民間事業者に整備費用の一部を補助	476,915	476,915	
		【拡充】	民間保育施設等での特別支援児の受入に要する加配保育士配置費用の一部を補助 【前年度予算額】327,036千円	455,352	455,352	
		【新規】	民間保育施設等で医療的ケアが必要な特別支援児の受入に要する看護師配置費用の一部を補助	34,820	34,820	
		【拡充】	公立園において児童の安全確保及び保育士負担軽減のため保育支援者を配置 【前年度予算額】2,933千円	14,754	14,754	
		【拡充】	保育日誌デジタル化（連絡帳機能の追加）に伴うPC設置台数を拡充	3,323	3,323	
		【拡充】	公立園において乳児の事故防止・保育士負担軽減のため午睡センサーを設置 【前年度予算額】1,320千円	2,562	2,562	
		【新規】	富秋中学校区（池上小）および信太中学校区（信太小・鶴山台北小・鶴山台南小）における留守家庭児童会運営委託に伴う引継ぎ保育の実施	1,376	1,376	
		【新規】	北松尾小学校留守家庭児童会教室の工事費	214,942	212,300	

担当課	予算の方向性	新規・拡充	項目	予算要求額	当初予算額	備考
生涯学習推進室 (生涯学習担当)	国際交流事業として友好姉妹都市・米国ブルーミントン市から交換学生を受け入れるほか、令和9年4月の榎尾山レクリエーションセンターのリニューアルオープンに向けた青少年の家リニューアル工事を行うなど、生涯学習機会の充実と促進に取り組む。	【継続】	友好姉妹都市 米国ブルーミントン市から交換学生を受入れ	3,668	2,991	
		【拡充】	青少年の家リニューアル工事等	714,878	714,900	
		【新規】	市制施行70周年文化体験イベント事業	2,002	1,900	
		【新規】	生涯学習センター中央監視装置リモートシステム更新	143,000	134,000	
		【新規】	生涯学習センター施設予約システムの更新	7,425	7,002	
		【新規】	コミュニティセンター非常用発電設備工事、空調設備改修工事	54,500	50,500	
生涯学習推進室 (スポーツ振興担当)	市民スポーツ活動を支援するまちづくりに取り組む。	【新規】	ウォーキングアプリ構築（新たに導入する電子地域ポイントを付与）	10,917	10,917	
		【新規】	（仮称）北部総合スポーツ公園基本計画およびPFI導入可能性調査	0	0	R8～R9債務負担 限度額 45,000千円
		【新規】	市民体育館空調導入およびLED工事設計	24,000	22,500	
		【新規】	総合スポーツセンター多目的グラウンド人工芝生張替工事設計	11,625	11,000	
		【新規】	光明池地球技場テニスコート人工芝生張替え工事	50,457	47,400	
		【新規】	泉州国際マラソン負担金	1,261	1,261	
		【拡充】	信太山クロスカントリー大会市制70周年記念事業（ライブ配信・PR動画制作）	5,060	4,000	
文化遺産活用課	文化遺産の保存と活用をはかり、市民の誇りと郷土愛を醸成する。	【拡充】	池上曾根遺跡第2期整備工事	61,468	61,468	
		【新規】	信太貝吹山古墳基本設計策定委託料	7,188	6,500	
		【新規】	市史「和泉市の歴史 第9巻」作成委託料	6,930	6,600	
		【新規】	和泉市制70周年記念冊子作成委託料	825	800	
久保惣記念美術館	美術館本来の使命（収集・保存・展示）を果たし、魅力向上に取り組む。	【拡充】	市制70周年記念事業として、プロジェクションマッピング等のイベント開催（美術館運営委託料の増額）	13,640	10,640	
		【新規】	茶室耐震補強工事（2期）	29,190	27,500	
		【新規】	市民創作教室他外壁改修工事	25,333	23,800	
		【新規】	イナージェンガス消火設備の更新	18,480	17,300	

補正予算説明書
(学校施設整備事業(消防設備等改修工事))

学校園管理室

1. 補正の金額

【歳出】 56,716 千円

【歳入】 56,705 千円 (国費: 18,905 千円、市債: 37,800 千円)

2. 補正の理由

国において、公立学校施設の老朽化対策や耐震対策、防災機能強化等による子どもたちの安全安心な教育環境の確保等を目的とした補正予算が令和7年12月に成立した。これにより、令和8年度に計画していた消防設備等改修工事について、令和7年度での補助金確保が可能となったことから、補正予算を計上のうえ、全額を繰越明許費として令和8年度に繰越し事業を実施しようとするもの。

3. 補正の内容

●消防設備等改修工事

(単位: 千円)

学校名	①事業費	②国費	③市債	④一般財源 (①-②-③)
鶴山台北小学校	56,716	18,905	37,800	11

補正予算説明書

(保育所等運営事業 施設型給付費 追加)

こども未来室

1 補正の金額

【歳出】 +212,719 千円

【歳入】 +158,933 千円

2 補正の理由

民間園に対しては、国が示す定員規模ごとに定められる年齢別児童一人当たりの単価（公定価格）に各月初日の入所児童数を乗じた額等を施設型給付費として毎月支出しているところ。（民間認定こども園等は、保育料+給食費等諸費を徴収し、当該施設型給付費の公費助成を受けて運営している。）

今回、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定により、公定価格の算定の基礎となる職員の人件費が5.3%程度引き上げられたことから、令和7年12月22日に告示された改正後の単価（公定価格）が増額となり、令和7年4月1日から適用されることとなった。

このことにより、施設型給付費に予算不足が生じる見込みのため補正予算計上するもの。

3 補正の積算

①	4～12月までの施設型給付費実績	3,724,032 千円
②	従前の公定価格での1～3月の施設型給付費見込	1,506,981 千円
③	小計（①+②）	5,231,013 千円
④	人勧等に伴う公定価格改定による給付費の増見込み率	1.05
⑤	公定価格改定による施設型給付費の見込み額（③×④）	5,492,564 千円
⑥	3月に給付する個別加算施設型給付費（前年度と同額）	13,500 千円
⑦	運営継続支援臨時加算施設型給付費（※）	3,000 千円
⑧	令和7年度施設型給付費決算見込額（⑤+⑥+⑦）	5,509,064 千円
⑨	令和7年度施設型給付費予算額	5,296,345 千円
⑩	予算不足額（補正予算額）（⑧-⑨）	212,719 千円

（※）国が物価高騰支援として、令和7年度に限り創設。

1施設あたり10万円を加算するもの。（小規模保育事業所は5万円）

和泉市の民間園への約170人規模の園で約2億円の施設型給付費を支給。

4 補正の内容

《歳出》

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費 (目) 3 保育所費

(単位：千円)

細目	補正前の額	補正額	補正後予算額	説明
821012 保育所等運営事業 19 扶助費	5,296,345	212,719	5,509,064	施設型給付費追加

《歳入》

施設型給付費については、基本、国が1/2、府が1/4を補助するもの。

(款) 16 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (目) 1 民生費国庫負担金

(款) 17 府支出金 (項) 1 府負担金 (目) 1 民生費府負担金

(単位：千円)

節	補正前の額	補正額	補正後予算額	説明
2 児童福祉費負担金	2,579,717	133,599	2,713,316	保育所等運営費負担金追加
2 児童福祉費負担金	1,109,680	25,334	1,135,014	保育所等運営費負担金追加

補正予算説明書
(デジタル活用推進事業債)

こども未来室
学校教育室

1. 補正の理由

○デジタル技術を活用した行政運営の効率化や住民の利便性向上、地域の課題解決に向けた取組みを推進するため、今年度に国が「デジタル活用推進事業債」を創設。

【デジタル活用推進事業債の内容】

- ・ 地方債充当率： 90%
- ・ 交付税措置　： 起債の 50%（ただし、国庫補助事業に対しては措置なし）
- ・ 償還年限　　： 5 年
- ・ 期間　　　　： 令和 11 年度まで

○令和 7 年度 of 取組みについて、事業費負担の平準化及び交付税措置による財源確保を図るため、デジタル活用推進事業債を活用するための計画を国に提出し、承認を得たことから、歳入（市債）予算を補正。

※市債は、限度額を予算で設定する必要がある。

2. 対象となる事業及び補正予算額

(千円)

	内容	事業費	市債 補正予算	備考
保育業務管理 システム整備 (こども未来室)	保育日誌等の ICT 化 推進のためのノートパ ソコン購入費	4,200	<u>3,700</u>	・交付税措置あり ・4,200×90%
教育センター ネットワーク整備 (学校教育室)	教育センター移転に伴 うネットワーク機器の 移設及び設定作業	27,654	<u>4,800</u>	・交付税措置あり ・当初 75%の起債を予定 ・積算は下段①を参照
ICT 機器等整備 (学校教育室)	一人一台学習者用端 末(iPad本体、タッチ ペン等)の購入費等	1,016,100	<u>386,000</u>	・国庫補助事業 ・交付税措置なし ・積算は下段②を参照

① 事業費 27,654 千円×90%－当初市債予算 20,000 千円＝4,800 千円

② (事業費 1,016,100 千円－国庫補助金 587,132 千円)×90%＝386,000 千円

デジタル活用推進事業債（仮称）の創設

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費（仮称）」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債（仮称）の発行を可能とする

1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

- ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
- イ 共同調達によるシステムの導入

② 情報通信機器等の整備

- ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- イ 公共施設のネットワーク環境の整備

(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

（書かない窓口）



（オンライン申請）



（インフラ点検用ドローン）



（水道スマートメーター）



（オンライン診療）



（スマート農業）



※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

2. 地方財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

1,000億円

和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例制定について（概要）

こども未来室

1 主な制定の理由

「公立保育所・公立幼稚園のあり方について」及び「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」に基づき、国府幼稚園と和泉保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を設置するとともに、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を開始することに伴い、当該事業の実施に係る使用料を規定する必要がある。

2 主な改正等の内容

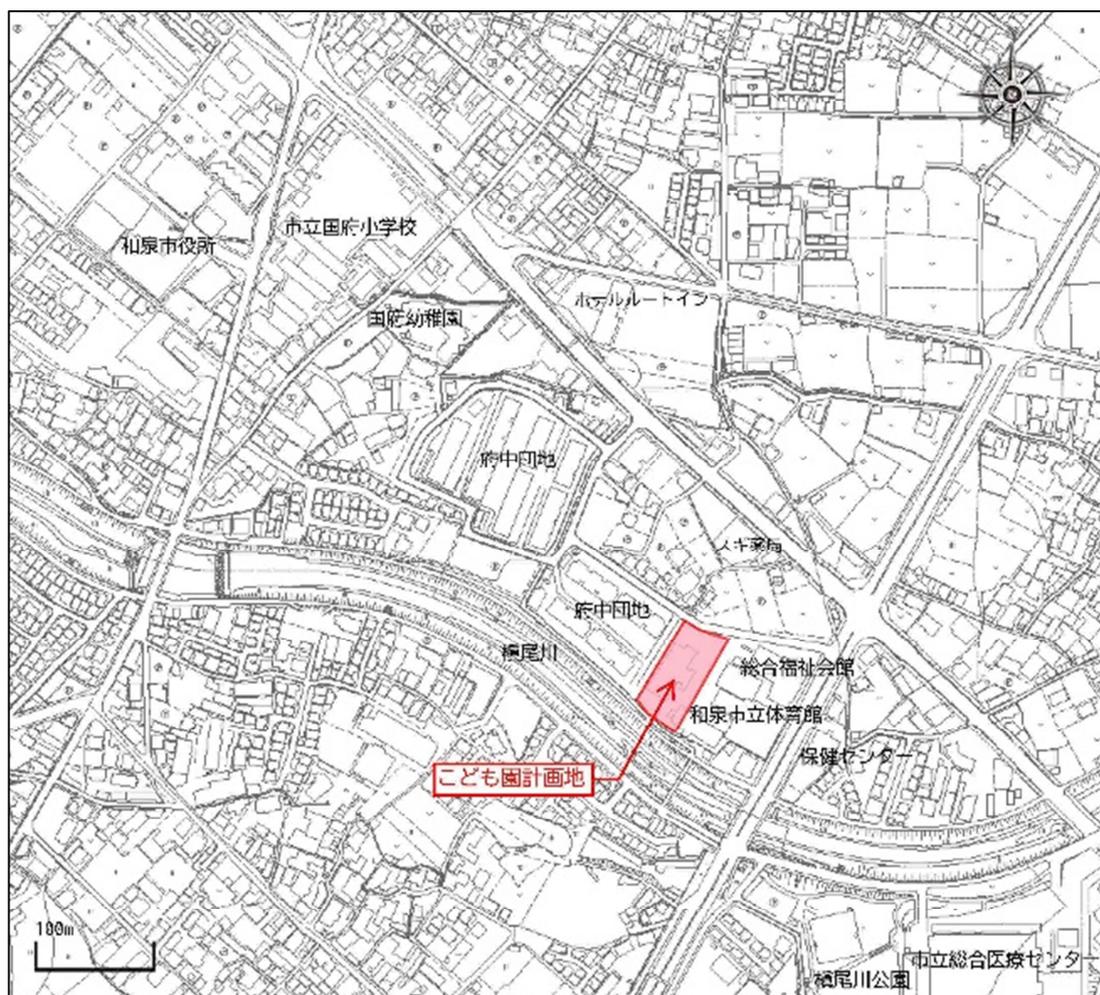
条番号	見出し	内容
第1条	和泉市認定こども園条例の一部改正	国府幼稚園と和泉保育園を統合し、幼保連携型認定こども園として、「いずみ国府こども園」を加える。
第2条		公立認定こども園の使用料に、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の使用料（1時間当たり300円）を追加する。
第3条	和泉市保育所条例の一部改正	「いずみ国府こども園」の設置に伴い、別表から「和泉保育園」を削る。
第4条		公立保育所の使用料に、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の使用料（1時間当たり300円）を追加する。
第5条	和泉市立幼稚園条例の廃止	「いずみ国府こども園」の設置に伴い、市立幼稚園がなくなることから、条例を廃止する。

3 附則

- ・施行期日は、規則で定める日から施行する。
ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- ・影響する他の条例改正を行う。
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

(参考1) いずみ国府こども園について

(1) 場所 和泉市府中町四丁目20番1号(旧教育センター敷地)



(2) 定員案

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号(幼稚園部分)	—	—	—	15人	15人	15人	45人
2・3号(保育園部分)	9人	15人	24人	30人	30人	30人	138人
計	9人	15人	24人	45人	45人	45人	183人

(参考2) 公立園での乳児等通園支援事業の実施について

- ・令和8年4月から全国で本格実施される乳児等通園支援事業について、公立園で実施するにあたり使用料の上限を条例に規定するもの
- ・使用料の上限については、こども家庭庁から標準額として示された1時間あたり300円とする
- ・令和8年4月から国府第一保育園、和泉保育園の2園で一時保育室を活用して実施予定

議案第 4 号案件 1 参考：議会提出予定資料

議案第 号

工事請負変更契約の締結について

(仮称) 和泉市立富秋学園整備事業請負変更契約を締結することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

- | | |
|--------------|--|
| 1 変更する工事請負契約 | 令和5年12月15日議決に係る（仮称）和泉市立富秋学園整備事業 |
| 2 契 約 者 | 和泉市長 辻 宏 康 |
| 3 変更契約の内容 | 契約金額（当初） 6,880,390,000円
（変更後） 7,315,407,000円 |
| 4 変更契約の相手方 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
奥村組・内藤建築事務所・テクノ工営特定建設工事共同企業体
株式会社奥村組 関西支店 執行役員支店長 堀 順一 |
| 5 変更の理由 | 賃金及び物価の上昇に伴うスライド条項の適用 |

議案第●号参考資料

工事請負変更契約締結について

((仮称) 和泉市立富秋学園整備事業)

位置図



国道26号

事業箇所

府道大阪和泉南線

大阪府立和泉総合高等学校

池上小学校



S=1:5000

工事請負変更契約の締結について
（（仮称）富秋学園整備事業）

学校園管理室

1. 事業概要

- 事業者 : 奥村組・内藤建築事務所・テクノ工営特定建設工事共同企業体
契約金額 : (当初) 6,880,390 千円
(変更後) 7,315,407 千円
工期 : 令和5年12月15日～令和10年3月31日
主な内容 : 基本設計、実施設計、既存校舎先行除却、新校舎建設、既存校舎除却、
グラウンド整備、外構整備

2. 変更契約理由

令和5年12月の設計施工契約を締結し、令和10年3月までを工期として事業を実施中であるが、契約締結時点より物価上昇や人件費増が続いている。

そのため、（仮称）富秋学園整備事業設計施工契約書第43条第6項の規定に基づき、令和7年7月以降の残工事分について、事業者からインフレスライドの請求があったことから、同条第7項の規定に基づき協議のうえ決定した増額費用について変更契約を行うもの。⇒ 変更増額：435,017千円

なお、変更契約にかかる予算に関しては、令和7年市議会第4回定例会に補正予算を提案しご決いただいているもの。

3. 変更額（スライド額）の算定方法

（スライド対象）

期間	令和5年12月～令和7年6月	令和7年7月～令和10年3月
事業内容	・基本設計、実施設計 ・既存校舎先行除却 (特別教室棟、講堂、機械室等)	・新校舎建設 ・既存校舎除却 ・グラウンド整備 ・外構整備
スライド対象	×	○

(算定式)

$$S = [(P2 - P1) - (P1 \times 1/100)]$$

S : スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P1 に相当する額

(仮称) 富秋学園整備事業 [基準日: 2025. 7. 1]

(単位: 千円 (税抜))

請負代金額	出来高	P1	P2※
5,930,000	360,000	5,570,000	6,021,170

※P2 の算定

○「一般財団法人建設物価調査会」公表の建設物価 建築費指数 (大阪、学校 RC) から算出
建築費指数 (H27 年=100)

$$R5.12 \text{ (契約締結時)} \cdots 130.0 \Rightarrow R7.7 \text{ (基準日)} \cdots 140.5$$

○物価上昇率計算式

$$140.5 / 130.0 = 108.1\% \Rightarrow \text{物価上昇率: } 8.1\%$$

$$P2 = P1 (5,570,000) \times \text{物価上昇率} (8.1\%) = \underline{6,021,170}$$

$$\text{スライド額} = [(P2 - P1) - (P1 \times 1/100)]$$

$$= (6,021,170 - 5,570,000) - (5,570,000 \times 1/100)$$

$$= 451,170 - 55,700$$

$$= 395,470$$

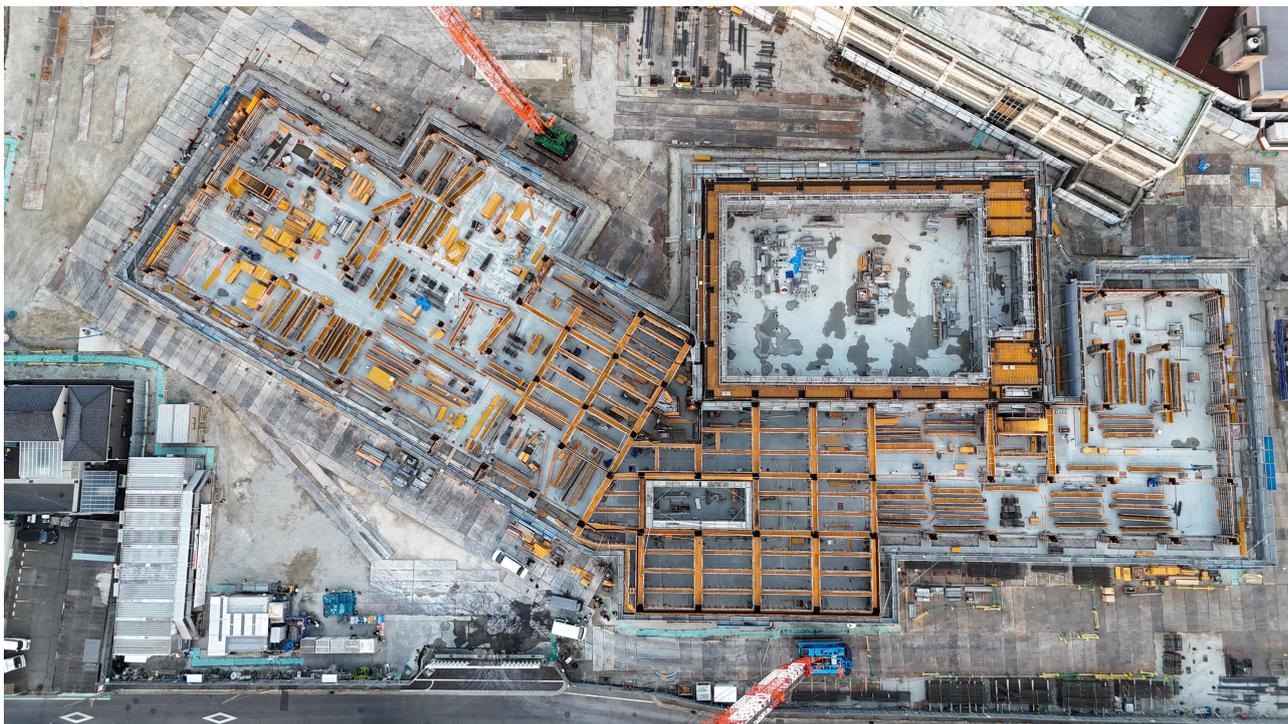
$$= 395,470 \times 1.1 \text{ (消費税率)} \Rightarrow \underline{435,017 \text{ (税込)}}$$

4. スケジュール (予定)

- ・ 令和 8 年 6 月 令和 8 年市議会第 2 回定例会にて議案提出
(和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について)
- ・ 令和 9 年 2 月末 竣工・引き渡し
- ・ 令和 9 年 3 月 物品納品・移設
- ・ 令和 9 年 4 月 開校
- ・ 令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月 既存校舎除却、グラウンド整備

※今回のスライド基準日 (R7. 7. 1) 以降の物価上昇の状況によっては再スライドの可能性有り

【参考】新校舎建設工事の状況（R8.1.19時点）
躯体工事中（1階の壁床）



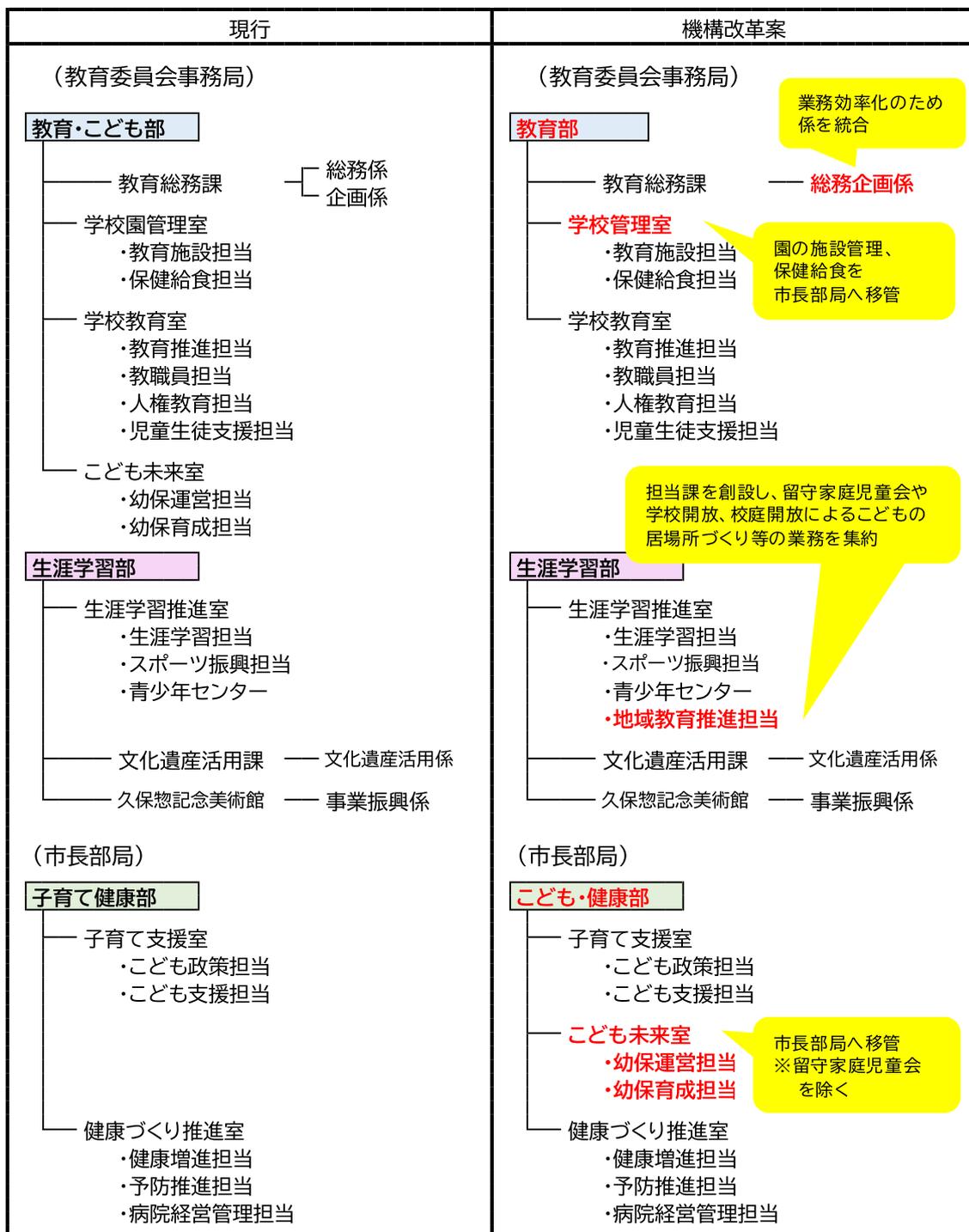
市長及び教育委員会の権限に属する
事務の委任及び補助執行に関する協議について(概要)

教育総務課

1 目的

- 未就学児に係る子育て施策の所管を市長部局に一元化し、子育て支援体制の強化及び効率化を図るため、地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長及び教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議を行う。
- 具体的には、保育園・幼稚園等の管理運営を担う「こども未来室」を市長部局に移管することに伴い権限を整理するもの。

【令和8年度機構改革案】



2 子育て施策に係る権限の整理

	法的な権限	現行の和泉市の取扱い	変更後
保育園	市長部局	教育委員会 (市長部局の事務を教育委員会に事務委任又は補助執行)	市長部局 (法的な権限のとおり)
認定こども園 (幼保連携型・保育所型)			
公立幼稚園	教育委員会	教育委員会	市長部局 (教育委員会の事務を市長部局が補助執行)
私立幼稚園	市長部局	教育委員会 (市長部局の事務を教育委員会が補助執行)	市長部局 (法的な権限のとおり)
私立認定こども園 (幼稚園型)			
留守家庭児童会	市長部局	教育委員会 (市長部局の事務を教育委員会に事務委任)	教育委員会 ※変更なし (市長部局の事務を教育委員会に事務委任)
上記以外の 子育て施策全般	市長部局	市長部局	市長部局

3 上記に伴い事務委任・補助執行する事務の協議

	事務の内容
市長から教育委員会に対する 事務委任のうち終了するもの	○幼稚園における10万円未満の物品の購入等 ○保育の実施
市長から教育委員会に対する 補助執行のうち終了するもの	○保育所使用料の徴収 ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
教育委員会から市長に 補助執行するもの	○公立幼稚園に関すること

4 今後の予定

○機構改革に伴い、今後、教育委員会会議での審議や条例改正等を実施。

	内容
令和8年教育委員会第2回定例会	・教育委員会と市長部局の権限について協議
令和8年市議会第1回定例会	・関係条例の改正
条例可決後	・関係規則等を改正

【参考】 機構改革の趣旨・背景

(1) 教育総務課の係の統合

○教育委員会の運営等を担う「総務係」と、教育施策の企画立案等を担う「企画係」の2係で業務遂行しているが、課の体制が4人(課長1人、課長補佐1人、係長1人、担当1人)と限られている中、係の業務にとらわれず柔軟かつ効率的な事務執行を図るもの。

(2) こども未来室の市長部局への移管

○子育て施策の所管を市長部局に一元化し、現在、子育て支援室が担う「子育て支援センター」、「地域子育て支援」、「児童手当の支給」等と、こども未来室が担う「保育業務」を包括することで、子育て就学前の「こどもまんなか」施策を推進しようとするもの。

※本来、保育園、認定こども園業務は、市長部局の業務とされており、幼稚園が教育委員会所管となるものであるが、令和8年度末に市立幼稚園は廃園、認定こども園化。

○就学前の子育て施策を集約し、窓口を一元化することで、市民にとってわかりやすく利便性が高い窓口サービスの提供を図る。

○保育園、幼稚園、認定こども園と小学校との連携については、民間園を含めて連携体制が構築され、令和7年度中に「架け橋プログラム」も完成予定のため、園と学校の連携は十分継続できる。

(業務の移管等)

○こども・健康部(現、子育て健康部)にこども未来室を移管し、子育て支援の充実を目的に、子育て支援室からこども未来室に「こども誰でも通園制度」「子育て支援センター」「地域子育て支援」の業務を移管。

○学校園管理室から「公立幼稚園・保育園等の施設管理や保健給食の業務」をこども未来室に移管することに伴い、名称を「学校管理室」とする。

○健康づくり推進室とこども未来室の心理士を子育て支援室に配置し、母子保健の発達相談業務の一部と保育のインクルージョン加配判定業務の一部を行う。

○こども未来室の移管に伴い、教育・こども部の名称を「教育部」とする。

(3) 生涯学習部生涯学習推進室に地域教育推進担当を設置

○学校施設を拠点とする事業については、所管部局が複数にまたがっており、新たな課題への検討も必要になっている中、放課後のこどもの居場所に関する業務や社会教育関係団体に関する業務を集約し、地域でこどもを育てる環境整備の推進を図るもの。

(学校施設を拠点とする事業、社会教育関係団体に関する業務)

現行の所管部局	業務
こども未来室	・留守家庭児童会
生涯学習推進室	・スポーツ推進のための地域団体への学校開放 ・社会教育関係団体の支援、青少年問題協議会、青少年健全育成、家庭教育
(新たな課題)	・放課後の校庭開放によるこどもの居場所づくり

和泉市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画(案)

令和8年〇月 和泉市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨	2
2. 本市における現状	2
3. 目標	3
4. 計画の期間	3
5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
6. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6
(参考)本計画における用語や表記の定義	7

1. 計画の趣旨

和泉市教育委員会では、子どもたち一人ひとりが安心して学び、より良い教育活動を実現するよう、教職員が健康で意欲的に働き続けられる環境づくりを進めている。近年、社会情勢の変化、教育課題の複雑化等により、不登校への対応や教育相談、個別最適な学びの実現、支援教育の充実、ICT 活用の進展、地域連携の推進など、学校が担う役割は一層多様化しており、こうした環境下において、教育職員が授業改善、児童生徒理解、学級経営など、本来注力すべき教育活動に集中できるよう、業務の見直しや適正な管理を進めることは極めて重要である。

本計画は、教育職員がその力を発揮し、和泉市の子どもたちがより良い教育を受けられる環境づくりを推進するべく、「和泉市教育振興基本計画」および「和泉市立学校における働き方改革の取組み指針」の趣旨を踏まえ、学校と教育委員会が協働して働き方改革を推進し、教育職員が自らの働き方やワーク・ライフ・バランスを見直し、その資質を向上させることで学校教育の更なる充実を図るため策定するものである。

2. 本市における現状

- 本市では、令和5年6月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「和泉市立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」を定め、また、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実が図られるよう令和6年1月には「和泉市立学校における働き方改革の取組み指針」を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減、学校における働き方改革に取り組んできた。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	時間外在校等時間			
	月平均	年平均	月 45 時間～80 時間	月 80 時間超
小学校	31.2	374.6	22.6%	2.7%
中学校	41.3	495.7	28.3%	10.5%

- 時間外在校等時間の年平均が小学校・中学校ともに 360 時間を超えている。生活指導対応などの業務の負担感が大きくなるなか、教育職員の業務を見直すとともに、業務支援員や部活動支援員等の外部人材の活用等、学校における働き方改革を進め、教育の質の向上のために必要な時間を創出することが必要である。

【年次有給休暇の取得状況】

	令和6年度
平均取得日数	15 日 2 時間
(参考) 府立学校実績	16 日 5 時間

- 会計年度を対象とし、その全期間在籍していた対象教育職員の総取得日数を基に算出。

【ストレスチェックの状況】

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
高ストレス者の割合	15.5%	18.3%	18.6%
健康リスク値	93	102	97

※健康リスク値:仕事の量的負担、コントロール度、職場のサポートの値をもとに算出される値。
全国平均を100とし、健康リスクが110の場合、その職場において健康問題が起きるリスクが10%大きいとされる。

- 高ストレス者の割合は年々下降傾向にあり職場環境の改善がみられる。
健康リスク値については、年によって上下が見られるが、職場におけるサポートの値は、これまで100を下回り、全国よりも良い環境であるといえる。

3. 目標

(1)時間外在校等時間に関する目標

		令和6年度	期間目標
1人あたりの平均年間時間外在校等時間を360時間以内にする。	小学校	374.6時間	360時間
	中学校	495.7時間	
月の時間外在校等時間45時間以上の割合を前年度より減少させる。	小学校	25.3%	前年度より減少させる。
	中学校	38.8%	

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

	令和6年度	期間目標
年間の年次有給休暇の平均取得日数16日以上にする。	15日2時間	16日以上
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合15%未満にする。	15.5%	15%未満
ストレスチェックにおける健康リスクの値100未満を維持する。	93	100未満を維持する。

4. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 附則第3条に基づく

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
給特法指針で示された実施計画の期間				
			計画見直し	見直し後の計画

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、教育職員の負担軽減を目的に以下の内容に適宜取り組む。また、記載のない事項についても必要に応じた措置を行うものとする。

(1)業務の見直し・充実等

〔専門家による学校支援〕

- ・ 子どもたちへの支援充実や苦情等に係る対応について、スクールロイヤー、SC、SSW等の配置を拡充し、専門家による学校支援体制を強化する。

〔外部人材の登用〕

- ・ スクール・サポート・スタッフや副校長・教頭マネジメント支援員、学校看護師、介助員、不登校対策支援員、ALT、部活動指導員等、様々な外部人材を積極的に登用する。

〔デジタル技術の利活用〕

- ・ 校務支援システムによる調査・統計等への回答や自動採点システムによる成績処理、生成AIによる文書作成等、デジタル技術の利活用について、ICT支援員の配置も行いながら推進する。

〔各業務の実施方法の見直し〕

- ・ 学校水泳授業に係る民間屋内プールの活用や部活動における地域展開の推進、体育館等の地域開放に係る施設管理など、業務の実施方法を見直す。

〔教員の準備時間等の確保〕

- ・ 留守家庭児童会における4時間目以降の開設時間の調整や1学期始業式の見直し等により、子どもたちの教育環境に留意しつつ、教員の授業に係る準備時間等を確保することにより負担軽減を推進する。

〔地域との連携強化〕

- ・ コミュニティ・スクールを活性化することで学校・地域の実情に応じた社会総がかりでの取り組み体制を構築し、学校教育活動や行事等、教育課程内の取り組みについての外部支援、教育課程外における地域との役割分担等を進める。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 管理職は所属教育職員の時間外在校等時間の管理・把握を行い、特に月45時間以上の教育職員の業務内容や勤務状況の確認を通して、随時、助言や業務の見直しを行う。
- ・ 勤務や休暇等に関する各制度や労働安全衛生についての理解を深められるよう、適切な情報共有を行う。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅(小4以上は年間で1086 単位時間以上)に上回らないよう、適正に編成する。
- ・ 適宜、既存の学校教育活動等や清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動等を見直し、日課表の工夫を行う。
- ・ デジタル技術の活用により、保護者との連絡調整やアンケート集計などの校務の効率化を進める。
- ・ 児童生徒・保護者への配付文書案作成や授業で使用する画像作成などにおいて、生成 AI を利活用することで、校務の効率化や質の向上等につなげていく。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 産業医による面接指導等の機会を充実させる。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 国や府等の資料活用や好事例の共有等を通して、年次有給休暇をより取得しやすい風土を醸成する。
- ・ 学校における定時退校日を推進する。

6. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- ・ 取組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保に向けては、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果やアンケート調査などから把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組みが進むよう、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、給特法指針の「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

【本計画における用語や表記の定義】

職員

教職員	教育職員、事務職員及び技能労務職員等(学校に勤務する職員)
教育職員	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で定める教育職員 【和泉市立学校における教育職員】 ①管理職(校長・准校長、教頭)、②首席・指導教諭、③教諭、④指導養護教諭・養護教諭、⑤指導栄養教諭・栄養教諭 ※いずれの職も教育職給料表が適用される臨時的任用職員・任期付採用職員を含む。
教員	教育職員のうち②及び③

在校等時間 (令和2年1月17日付け元文科初第1335号)

基本とする時間 (在校時間)	・在校している時間 ※和泉市では出勤から退勤までの時間を校務支援システムで管理
加える時間	・校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
除く時間	・勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間 ・休憩時間

法律、計画、語句の表記

表記	法律または計画
給特法	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
給特法指針	公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針
和泉市教育振興 基本計画	和泉市教育委員会における取組活動の目標、方針を整理し、毎年、具体的に実施する取組項目との関連を明らかにするもの

子どもたち一人ひとりが安心して学びより良い教育活動を実現するために

学校の働き方改革にご理解とご協力をお願いします

和泉市教育委員会

和泉市では、子どもたち一人ひとりが安心して学び、より良い教育活動を実現するよう、教職員が健康で意欲的に働き続けられる環境づくりを進めています。しかしながら、多様化する課題への対応などから、教職員の長時間勤務の改善や業務の見直し等、「学校の働き方改革」が喫緊の課題となっています。

教職員が心身の健康を保ちながら、教職員本来の業務に注力でき、子どもたちとともにいきいきとした学校づくりができるよう、各学校の取組みにご理解とご協力をお願いします。

【学校の働き方改革はなぜ必要？】

学校の仕事は「授業」だけではありません。教職員は、多くの時間を授業外の業務に費やしています。また、授業準備や学級経営に加え、様々な行事の運営、生活指導、保護者対応など、業務が年々増加しています。さらに、不登校への対応や教育相談、個別最適な学びの実現に向けた取組みなど、社会の変化に伴う新たな課題への対応が求められています。これらの業務は増加傾向にあり、結果として長時間勤務が問題となっています。

◎和泉市の教員の時間外勤務時間の状況 ※R6年度

	時間外在校等時間			
	月平均	年平均	月45～80時間超	月80時間超
小学校	31.2時間	374.6時間	22.6%	2.7%
中学校	41.3時間	495.7時間	28.3%	10.5%

繁忙期や夏休みなど軽重はありますが、年間を通して長時間労働の解消が課題となっています。



【働き方改革で、子どもたちにどんないいことがあるの？】

- 授業の準備が丁寧にでき、よりわかりやすく質の高い授業が増える
- 子どもへの気づきが深まり、一人ひとりに応じた関わりができる
- 教職員が健康に働けることで、学校が安定して運営される
- 相談や支援が必要な子どもに、時間をかけて寄り添える体制が作れる

つまり、働き方改革は…子どもたちの「学び・育ち」をもっと良くするための取組みでもあります。

◎学校の働き方改革のポイント

■ 目的の明確化

「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、学校教育の質を高める」という意識を全教職員が持つことを大切にしています。

■ 意識改革の重要性

無制限・無定量の勤務になっていないか…教職員一人ひとりが効率的に業務を遂行する意識、タイムマネジメントの意識を持つことが必要です。

■ 業務の見直し

現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要です。

【学校が行っている主な取り組み】

● 業務の見直し・効率化

- ・行事の精選・見直し
- ・会議時間の短縮、回数の見直し
- ・ICTの活用による事務軽減
- ・自動採点システムやデジタル教材の活用



● 学校支援人材の配置

・スクール・サポート・スタッフ

⇒資料の印刷や環境整備など教員以外でも参画可能な業務を担っています。



・介助員、学校看護師、特別支援教育支援員

⇒学校生活で支援を必要とする児童生徒をサポートします。

・部活動指導員、ICT支援員などの人材活用

⇒専門的な指導力や技能を有する人材の配置を進めています。



● 在校時間の適正化

- ・音声電話による放課後等の受付
- ・学校閉庁日の実施

様々な取り組みや工夫により、業務の効率化を進めることで、授業づくりや児童生徒との時間の充実につなげています。

【保護者の皆さまへのお願い】

- ・緊急時を除き、早朝・夜間の連絡はお控えください。
- ・連絡アプリ・プリント等の返信にご協力をお願いします。
- ・学校へのお問い合わせは、勤務時間内をお願いします。
※勤務時間：学校により5分ほどの違いはありますが、おおよそ8:30~17:00
- ・行事や活動の見直しに対し、ご理解をお願いします。
- ・時間を要する対応については、内容を整理し、日をあらためるなど学校との調整や計画的な取り組みにご協力をお願いします。

【和泉市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について】

和泉市教育委員会では、法律の改正に基づき、国の指針に即した「和泉市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しました。
本計画、各校の教職員の実態等を踏まえ、学校の働き方改革を推進します。

右記の二次元コードから計画をご覧くださいませ。



【お問い合わせ先】

和泉市立学校では、児童生徒の学びや学習環境の充実に向けて、様々な人材の参画を求めています。
上述のスクール・サポート・スタッフや介助員、学校看護師、特別支援教育支援員、部活動支援員などの他にも、常勤講師や非常勤講師などへの登録を随時受け付けています。関心をお持ちの方は、下記までお問い合わせください。

和泉市教育委員会事務局 学校教育室 教職員担当 和泉市役所5階 [電話]0725-99-8167(直通)

和泉市教育委員会

議案第1号

令和8年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その1）

次の案件を令和8年和泉市議会第1回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和8年2月5日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 令和8年度当初予算（教育委員会関連）について

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第2号

令和8年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その2）

次の案件を令和8年和泉市議会第1回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和8年2月5日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 補正予算について

1. 学校施設整備事業（消防設備等改修工事）（繰越明許費）
2. 保育所等運営事業（施設型給付費）
3. ICT機器等整備事業費（歳入補正予算）
4. 教育センターネットワーク整備事業債（歳入補正予算）
5. 保育業務管理システム整備事業債（歳入補正予算）

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第3号

令和8年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その3）

次の案件を令和8年和泉市議会第1回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和8年2月5日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例制定について

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第 号

和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例制定について

和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

「公立保育所・公立幼稚園のあり方について」及び「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」に基づき、国府幼稚園と和泉保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を設置するとともに、乳児等通園支援事業が開始することに伴い、当該事業の実施に係る使用料を規定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市認定こども園条例等の一部を改正する等の条例（案）

（和泉市認定こども園条例の一部改正）

第1条 和泉市認定こども園条例（令和7年和泉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧						
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市立北松尾こども園</td> <td>和泉市いぶき野二丁目27番1号</td> </tr> <tr> <td>和泉市立いずみ国府こども園</td> <td>和泉市府中町四丁目20番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	和泉市立北松尾こども園	和泉市いぶき野二丁目27番1号	和泉市立いずみ国府こども園	和泉市府中町四丁目20番1号	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p><u>名称 和泉市立北松尾こども園</u></p> <p><u>位置 和泉市いぶき野二丁目27番1号</u></p>
名称	位置						
和泉市立北松尾こども園	和泉市いぶき野二丁目27番1号						
和泉市立いずみ国府こども園	和泉市府中町四丁目20番1号						

第2条 和泉市認定こども園条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（使用料）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、一時保育（一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。以下同じ。）、延長保育（通常の保育</p>	<p>（使用料）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、一時保育（一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。以下同じ。）、延長保育（通常の保育</p>

新	旧
<p>時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。)、<u>預かり保育（通常の教育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）及び乳児等通園支援（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）</u>に係る使用料の額は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>乳児等通園支援</u> 1時間当たり300円</p> <p>3 略</p>	<p>時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。)<u>及び</u>預かり保育（通常の教育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）に係る使用料の額は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>

(和泉市保育所条例の一部改正)

第3条 和泉市保育所条例（昭和48年和泉市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧														
<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="228 1203 1115 1374"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市立 北池田保育園</td> <td>和泉市池田下町1984番地の1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	和泉市立 北池田保育園	和泉市池田下町1984番地の1	(以下略)		<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1160 1203 2024 1374"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市立 北池田保育園</td> <td>和泉市池田下町1984番地の1</td> </tr> <tr> <td>和泉市立 和泉保育園</td> <td>和泉市伯太町二丁目5番16号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	和泉市立 北池田保育園	和泉市池田下町1984番地の1	和泉市立 和泉保育園	和泉市伯太町二丁目5番16号	(以下略)	
名称	位置														
和泉市立 北池田保育園	和泉市池田下町1984番地の1														
(以下略)															
名称	位置														
和泉市立 北池田保育園	和泉市池田下町1984番地の1														
和泉市立 和泉保育園	和泉市伯太町二丁目5番16号														
(以下略)															

第4条 和泉市保育所条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(使用料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、一時保育（一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。以下同じ。）、<u>延長保育（通常の保育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）及び乳児等通園支援（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）</u>に係る使用料の額は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p><u>(3) 乳児等通園支援 1時間当たり300円</u></p> <p>3 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、一時保育（一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。以下同じ。）<u>及び延長保育（通常の保育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）</u>に係る使用料の額は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>3 略</p>

(和泉市立幼稚園条例の廃止)

第5条 和泉市立幼稚園条例（昭和34年和泉市条例第5号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の和泉市保育所条例第2条に規定する和泉市立和泉保育園に在園している児童又は第5条の規定による廃止前の和泉市立幼稚園条例第2条に規定する和泉市立国府幼稚園に在園している幼児は、施行日において第1条の規定による改正後の和泉市認定こども園条例第2条に規定する和泉市立いずみ国府こども園（以下この項及び次項において「いずみ国府こども園」という。）に入園したものとみなす。ただし、いずみ国府こども園に入園を希望しない者については、この限りでない。

(準備行為)

3 いずみ国府こども園に係る入園募集その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新		旧	
別表（第2条関係） 特別職の職員で非常勤のものの報酬額		別表（第2条関係） 特別職の職員で非常勤のものの報酬額	
区分	報酬額	区分	報酬額
(中略)		(中略)	
学校医（認定こども園医を除く。）	略	学校医（ <u>幼稚園医及び認定こども園医</u> を除く。）	略
	略		略
保育園医及び認定こども園医	略	<u>幼稚園医、保育園医及び認定こども園</u>	略

新		旧	
	略	医	略
学校歯科医（認定こども園歯科医を除く。）、学校眼科医及び学校耳鼻科医	略	学校歯科医（ <u>幼稚園歯科医及び認定こども園医</u> を除く。）、学校眼科医及び学校耳鼻科医	略
	略		略
保育園歯科医及び認定こども園歯科医	略	幼稚園歯科医、保育園歯科医及び認定こども園歯科医	略
	略		略
学校薬剤師（認定こども園薬剤師を除く。）	略	学校薬剤師（ <u>幼稚園薬剤師及び認定こども園薬剤師</u> を除く。）	略
認定こども園薬剤師	略	<u>幼稚園薬剤師及び認定こども園薬剤師</u>	略
備考 略		備考 略	

議案第4号

令和8年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について（その4）

次の案件を令和8年和泉市議会第1回定例会に提出することについて、議決を求める。

令和8年2月5日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

案件 工事請負契約の締結について
1.（仮称）富秋学園整備事業

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、議会の議決を経るべき議案は、教育委員会の意見を聴かなければならない。これが本議案を提出する理由である。

議案第5号

市長及び教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する協議について

地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく事務の委任及び補助執行について、市長と教育委員会の協議により、次のとおり定める。

令和8年2月5日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

1. 市長は、教育委員会に対する次の事務の委任を終了する。
 - 幼稚園費に係る予算科目の配当の範囲内における1件100,000円未満の物品の購入並びに物品及び公有財産の修理に関すること。
 - 保育の実施に関すること。
2. 市長は、教育委員会事務局の職員に次の事務を補助執行させることを終了する。
 - 保育所使用料の徴収に関すること。
 - 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関すること。
3. 教育委員会は、市長部局の職員に対して、次の事務を補助執行させる。
 - 公立幼稚園に関すること。

4. この協議書は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1項及び第2項の規定 令和8年3月31日

(2) 第3項の規定 令和8年4月1日

理 由

未就学児に係る子育て施策の所管を市長部局に一元化することで、子育て支援体制の強化及び効率化を図る。これが本議案を提出する理由である。

議案第6号

和泉市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

和泉市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり策定する。

令和8年2月5日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に基づき、本計画を策定する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

議案第7号

令和8年度和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員管理職人事について

令和8年度和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員管理職人事については、別紙のとおりとする。

令和8年2月5日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

「和泉市立学校教職員人事基本方針」に基づき、令和8年度和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員管理職人事を行うため。

参考資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

3 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。